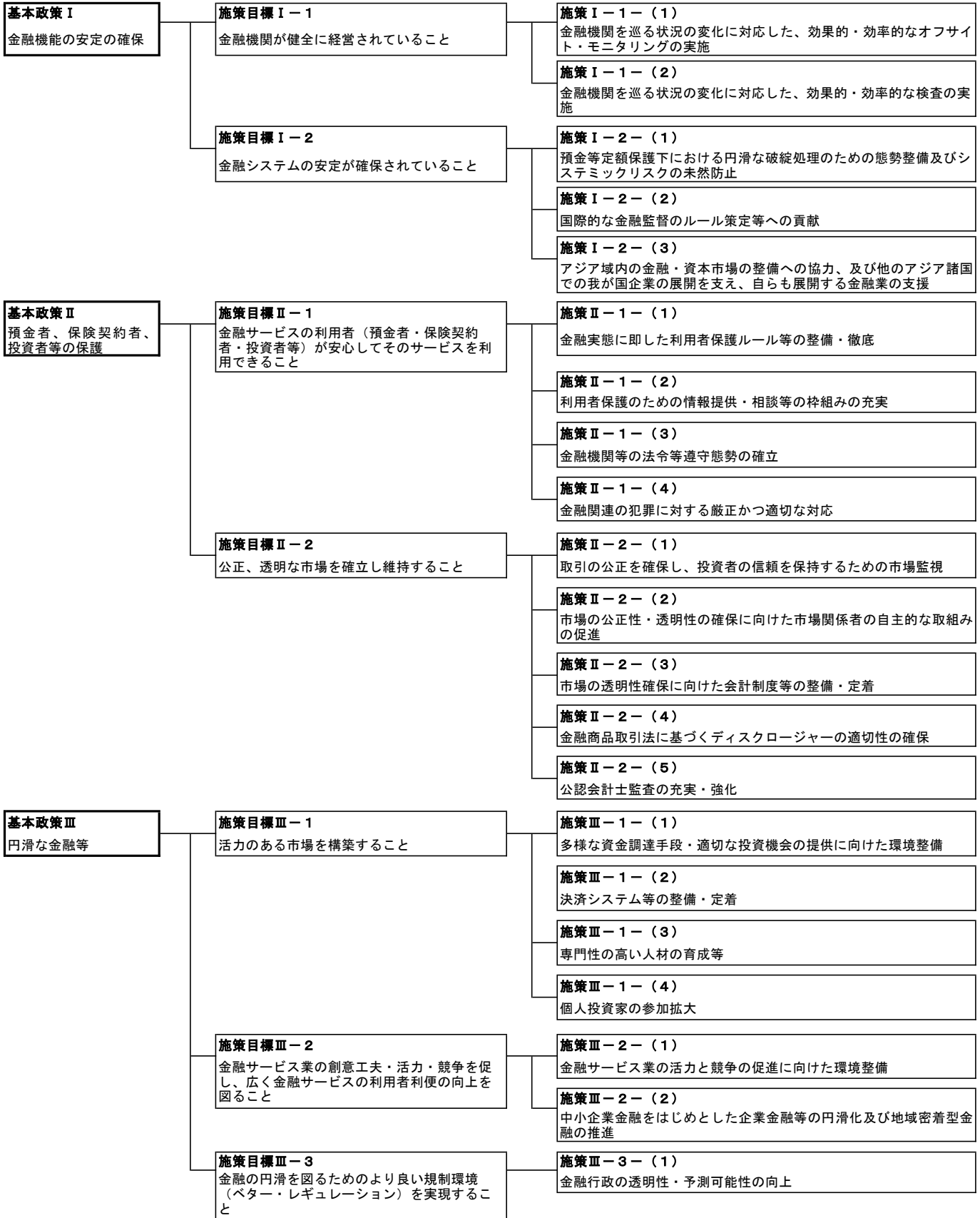


平成23年度実績評価書要旨

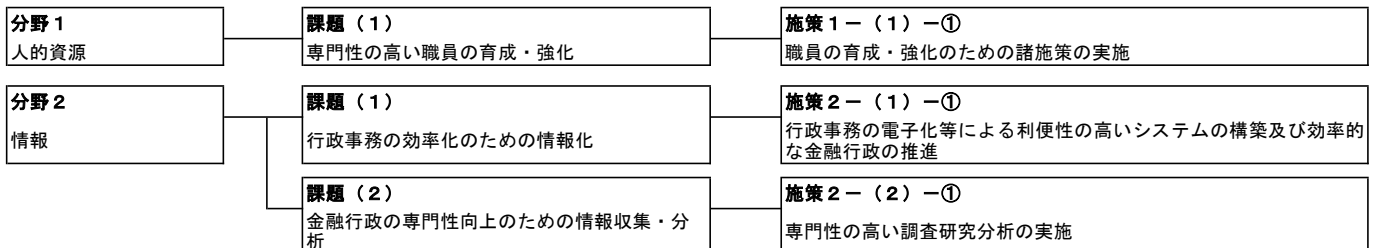
(評価対象期間:平成23年4月～24年3月)

平成24年9月
金融庁

平成23年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<業務支援基盤整備に係る政策>



平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-1-1)

施策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施					
施策の概要	<p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリング(検査と検査の間の期間においても、監督部局で継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性及び適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと)を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。</p> <p>このため、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等の実施、グローバルに活動する金融機関の監督に関する監督当局間の連携、リスク管理に関するルールの整備、金融機能強化法及び早期健全化法の適切な運用を図ることとしています。</p>					
達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	409	328	310	269
		補正予算(b)	△31	△32	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	378	296	-	-
執行額(百万円)		247	153	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日) 米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p> <p>金融・世界経済に関する首脳会合 宣言(平成21年11月15日) 9.(略) ・健全な規制の拡大 我々は、規制枠組み、健全性監督、リスク管理を強化し、すべての金融市場、商品、参加者が状況に応じて適切に規制され、あるいは監督の対象となることを確保することを誓約する。(中略)我々はまた、規則が効果的で、技術革新を抑制せず、金融商品とサービスの取引の拡大を促すことを確保しつつ、規制枠組みを景気循環に対してより効果的にしていく。</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 深刻化した欧州周辺国の財政・金融問題は、ユーロ圏のソブリンリスクがグローバル化した市場を通じて、世界の金融市場や欧米の金融機関に多大な影響をもたらし、今後、日本の金融機関への影響も懸念されます。 しかしながら、24年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率は、主要行等で17.9%(前年同期比0.6ポイント増)、地域銀行で11.9%(前年同期比0.3ポイント増)となっており、健全性が維持されているため、23年度の達成度は「A」としました。 また、内外の経済・金融情勢が依然として厳しい中、個別金融機関の財務の健全性のみならず、金融システム全体の安定性を見渡した、市場動向等の把握にも注力が必要であるほか、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援(「出口戦略」)を強力に推し進めていくための環境整備を行っていく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	<p>(1)必要性 グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっています。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2) 効率性 オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができました。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られました。</p> <p>(3) 有効性 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関におけるリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がるものと考えられることから、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資することができたと考えています。また、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であったと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局総務課監督企画室「主要行等の平成24年3月期決算の概要」 (平成24年6月8日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120608-4.html) ・ 監督局銀行第二課「地域銀行の平成24年3月期決算の概要」 (平成24年6月8日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120608-3.html) ・ 監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」 ・ 監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・ 監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成23年8月24日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20120824.html) ・ 監督局保険課「生命保険会社及び損害保険会社ソルベンシー・マージン比率」 ・ 監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について(確報値)」 (平成24年7月19日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120719-2.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成23年7月1日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110701-1.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成23年12月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20111227-1.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成23年8月5日、9月14日、12月8日、12月28日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2011a.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成23年1月28日、8月5日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2011b.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成24年2月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2012b.html)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課市場分析室、検査局総務課、総務企画局市場課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-1-1-(2))

施策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施					
施策の概要	「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」するため、平成23事務年度の検査基本方針に基づき、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの強化等に努めるとともに、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、適切なリスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能を発揮できる態勢が整備されているか等について、重点的に検証しました。また、検査運営に当たっては、ベター・レギュレーションを運営指針として、引き続き、その実践を進めました。					
達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	341	353	365	350
		補正予算(b)	-	0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	341	353	-	-
執行額(百万円)		285	285	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施	オフサイト検査モニターのアンケート結果(「妥当」または「概ね妥当」と回答された割合)	98.4%	22年度	前年度を維持	23年度	98.1%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 平成23年度においては、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの強化等を通じて、金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施に努めるとともに、金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施に努めました。これらの取組みもあって、自己資本比率や不良債権比率等の指標をみますと、我が国金融機関の財務の健全性は維持されているものと考えています。また、金融検査に当たっては、重要なリスクに焦点をあてた検証や検証結果に対する真の理解(「納得感」)など、金融検査マニュアルの前文5原則を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検証に努めた。平成23年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみますと、「妥当」・「概ね妥当」との回答が98%を超えています。以上を勘案し、23年度の達成度は「A」としました。 信託銀行や保険会社に対する検査体制の整備をはじめ、引き続き、効果的・効率的な検査の実施に向けた取組みを図る必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段です。</p> <p>(2)効率性 オン・オフ一体的なモニタリングの強化を通じて、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みや規模・特性等を勘案した検査班編成を行ったことにより、金融機関の検査負担を軽減しつつ、限られた人員の下で、効率的な金融検査を実施することができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があったと考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------------------	---------------

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査局総務課 「平成23事務年度検査実施計画・実施件数」 ・ 検査局総務課 「オフサイト検査モニターのアンケート結果」 ・ 監督局総務課 「中小企業円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況」 (平成24年7月19日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120719-2.html) ・ 監督局銀行第一課「主要行等の平成24年3月期決算の概要」 (平成24年6月8日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120608-4.html) ・ 監督局銀行第二課「地域銀行の平成24年3月期決算の概要」 (平成24年6月8日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120608-3.html) ・ 監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」 ・ 検査局総務課「金融検査評価結果の分布状況」
---	--

担当課室名	検査局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月
--------------	--------	-----------------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-2-(1))

施策名	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止					
施策の概要	預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切なフォローアップ等、名寄せデータの制度の維持・向上等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止の施策を実施していく。					
達成すべき目標	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	41	41
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
預金保険制度の周知及び適切な運用	アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度(「知っていた」と回答した世帯)	81.1%	22年度	前年度を維持	23年度	80.9%
事務事業	測定指標	目標		実績		
円滑な破綻処理のための態勢整備	名寄せデータの精度の維持・向上の状況	預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図る	23年度	預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図った。		

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 預金保険制度の周知が相当程度図られているほか、一般預金等の円滑な払戻しのための制度整備が行われる等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止に向け成果が上がっているため、23年度の達成度を「A」としました。 他方、昨年11月のG20カンヌ・サミットで破綻処理制度の新たな国際基準が合意されたことを受け、諸外国の制度整備の進捗状況をにらみつつ、我が国の現行制度を改めて検証する必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
-------------------	---

	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要があります。</p> <p>(2)効率性 預金保険制度について、財務局等と連携して、効率的に制度の周知及び情報提供に努めました。</p> <p>(3)有効性 各財務局等を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策は、システミックリスクの未然防止を図るとともに、円滑に破綻処理という達成目標を実現するための手段として有効であると考えています。</p>
--	----------	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査「預金保険制度の認知度」」 (24年2月22日掲載 http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2011fut/index.html) ・ 監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」 (23年7月1日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h230701/risona_hd.pdf) ・ 監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」 (23年12月27日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h231227/risona_hd.pdf)
---------------------------	---

担当課室名	監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	---	----------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策 I - 2 - (2))

施策名	国際的な金融監督のルール策定等への貢献					
施策の概要	金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参加し、主導的な役割を果たす。					
達成すべき目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資するとともに、持続的な経済成長に資すること。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場に係る制度整備について(平成22年1月21日) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) 等 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
国際的な金融監督のルール策定等への貢献	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定状況 ・各国際金融監督機関等の主催会議への出席状況	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況 (1)23年度の達成度 A (2)端的な結論 II 【達成度及び端的な結論の判断理由】 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB及び各基準設定主体を中心に国際的な金融規制改革が進められているところです。こうした中、金融庁は、国際的なルール策定等に積極的に貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外監督当局との連携も強化していることから、23年度の達成度は「A」としました。 他方、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策については、先般の犯罪収益移転防止法改正及びそれを受けた政省令の改正について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要があることから、端的な結論は「II」としました。
	(1)必要性 欧州債務問題の深刻化等を背景に金融資本市場で緊張が高まり、国際金融システムの先行き不透明感が増すなど、依然として金融セクターに課題が残っており、金融危機の再発防止のために金融システムを強化していく観点から、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参加していくことが必要であると考えています。

	施策の総括的評価	<p>(2)効率性 国際的な金融規制改革のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に参加し発言していくことは、より効率的であると考えています。また、海外当局間の連携強化にあっても、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、より効率的であると考えています。</p> <p>(3)有効性 国際的な金融規制改革のルール策定等の作業に積極的に参加することや、二国間定期協議等の枠組みによる海外当局との連携を強化すること等は、国際金融システムを安定・発展させるとともに、我が国の金融機関や我が国の国益にかなうルール策定に繋げていく上で、有効であると考えています。</p>
--	----------	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	G20サミット(金融世界経済に関する首脳会合)首脳声明等(平成20年11月～平成23年11月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html)
---------------------------	--

担当課室名	総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課国際監督室	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	---	----------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-2-(3))

施策名	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援					
施策の概要	我が国経済の持続的な成長及び我が国のプレゼンス強化を図るため、国際機関等とも連携しつつ、我が国企業・金融機関の事業展開のニーズのあるアジア諸国の金融・資本市場の整備に協力するとともに、アジア諸国における金融分野の一層の開放・規制緩和の実現を通じて、我が国企業・金融機関の積極的な事業展開を支援する。					
達成すべき目標	アジア域内の金融・資本市場の整備を図るとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開を促進すること。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	126	119	154	133
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	126	119		
執行額(百万円)		95	90			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融協議の開催状況 ・研修事業の実施実績	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融協議等を通じて、アジア諸国に対し、金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた取組みを推進しており、その結果、アジア諸国の金融当局との連携が強化され、相手国の金融分野の開放・規制緩和に進捗が見られたため、23年度の達成度は「A」としました。 他方、アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及等について実施した実態調査を踏まえ、今後、アジア域内の金融・資本市場の整備を図るための具体的な取組みを更に充実していく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性 アジア域内の金融・資本市場が世界経済に占めるウエイトは年々高まっており、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドとしてますます重要になっています。そのような状況において、金融協議、実態調査、研修等を通じ、アジア諸国の金融・資本市場の整備を推進するとともに、アジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び我が国金融機関の事業展開を支援する必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 金融協議、実態調査、研修等を通じたアジア等の金融監督当局と緊密な協力体制の構築および意見交換により、日本の制度や金融危機の経験の共有という形でアジア域内の金融・資本市場の整備に貢献するとともに、日系金融機関のアジア進出促進のための規制緩和要望を伝達するという効率的な対応を行っています。</p> <p>(3)有効性 金融協議等を通じたアジア諸国の金融監督当局との協力体制の構築、及び各種セミナーによる金融監督当局の能力向上を図ることは、アジア諸国の金融・資本市場の整備及び日系金融機関のアジア進出促進に有効と考えられます。 なお、セミナーの成果として、アンケート調査結果によると、概ね「実際に役に立っている」「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ており、金融監督当局の能力向上に貢献することで、アジア地域の金融・資本市場の整備と、我が国金融機関のアジア地域における事業展開の促進を後押しすることが期待されます。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>該当なし</p>
----------------------------------	-------------

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局総務課国際室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--------------------	-----------------	----------------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-1-1)(1)

施策名	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底					
施策の概要	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指しています。 このため、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要があります。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	10	12	10	10
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	10	12		
執行額(百万円)		11	12			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
振り込め詐欺への的確な対応	振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	58.04%	平成22年度	基準年度より向上	—	74.38%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 未公開株等の投資者被害を防止するための所要の制度整備(「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(23年5月))を図ったほか、振り込め詐欺への対応(返金率の向上)を進めたこと等から、23年度の達成度は「A」としました。 他方、利用者保護の充実にに向けた取組みを更に進める必要があることから、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心できる金融サービス利用の機会が国民に提供されることが必要です。そのためには、同時に、「金融商品取引法」、「貸金業法」、「保険業法」、「振り込め詐欺救済法」等の整備及び円滑な運用など、利用者保護の取組みを進めていく必要があります。</p> <p>(2)効率性 金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。 なお、「振り込め詐欺救済法」の運用においては、金融機関の取組みを促すことにより、効率的に施策効果を実現していると考えています。</p>

		<p>(3)有効性</p> <p>「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の適切かつ円滑な施行が着実に行われているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込め詐欺の認知件数の減少等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われているものと考えています。</p> <p>このような状況下、PIO-NETにおける金融関係の苦情・相談の受付件数を見ると、22年度167,202件から、23年度135,585件へ(前年度比 ▲18.9%)と推移し、23年度については減少しているほか、金融サービス利用者相談室における苦情・相談等についても、53,036件(22年度)から41,726件(23年度 前年度比▲21.3%)に減少しています(うち個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数も、3,640件(22年度)から2,841件(23年度(対前年度比▲21.9%))に減少)。</p>
--	--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」(19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf) ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について(22年6月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100622-2.html) ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2011の実施について」(23年9月1日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20110901-2.html) ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談マニュアル」の改訂版の公表について(23年8月31日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/20110831-1.html) ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰について(23年6月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110620-1.html) ・ 「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(22年6月4日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100604-4.html) ・ 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(24年3月30日改正、http://www.fsa.go.jp/common/law/kaji/01.pdf)
----------------------------------	--

担当課室名	総務企画局企画課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局保険課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成24年9月
--------------	---	-----------------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-1-1-(2))

施策名	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実					
施策の概要	国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要です。このため、金融庁においては、副教材・ガイドブックの作成・配布や金融庁ウェブサイトを通じた情報提供など、金融経済教育の充実を図ることとしています。また、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応することも必要であると考えています。					
達成すべき目標	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	37	23	41	26
		補正予算(b)	—	—	△2	—
		繰越し等(c)	—	—		
	合計(a+b+c)	37	23			
執行額(百万円)	13	17				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	実績	
金融経済教育の充実	国民の金融知識の状況(生活設計の有無) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	37.3	22	37.3	23	37.6
事務事業	測定指標	目標		実績		
金融経済教育の充実	国民の金融知識の状況(金融商品の選択) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	金融商品を選択するための金融知識の普及	23	金融商品を選択する際に必要となる金融知識を普及するため、ガイドブックの内容を充実・改訂し広く配布した		

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を改訂・配布し、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、当局における相談体制の充実(相談時間の延長)を図るなど、国民に各種金融サービスの特性について理解度を高めてもらうための取組みを行ったものの、金融トラブルに巻き込まれない金融経済教育のほか、資産運用や資金調達をより適切に行っていくような金融経済の知識の向上を図る必要があるため、23年度の達成度は「B」、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
-------------------	--

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 金融を取り巻く環境をみると、様々な金融トラブルが社会問題となり、また、金融商品・サービスの多様化・高度化が進んでいることから、多くの者がこうした金融商品・サービスをより良く活用できるようにするためには、金融経済教育を強化する必要があります。また、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠です。</p> <p>(2)効率性 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブックや、国民が直接アクセスできるウェブサイトなど、多様な手段を利用した情報提供を関係機関と連携して行うことにより、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。また、金融サービス利用者相談室においては、金融サービス利用者からの相談等に対し一元的に対応しているほか、広報室においても、ウェブサイトの内容・構成を充実させたことによって、効率的に利用者の利便性の向上を図ることができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 多重債務問題については、全ての都道府県に多重債務相談窓口が整備され、市区町村においても相談体制の整備が着実に進んでいます。多重債務を理由とする自殺者の数は23年度で998人となっており、昨年度(1,306人)と比較して減少していることに鑑みると、一定の効果があつたものと考えています。 また、金融サービス利用者相談室における相談等の内容を情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたほか、地方公共団体等からの金融経済教育に関する各種ガイドブック等の配布要望に対し、必要とする部数全てを配布することにより各団体等の積極的な取組みを支援することができたと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局政策課「『おしえて金融庁』及び『一般のみなさんへ』アクセス件数」 ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」 (23年7月29日、23年10月31日、24年1月31日、24年4月27日) (23年7月29日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20110729.html) (23年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20111031.html) (24年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120131.html) (24年4月27日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120427.html) ・総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイト全体のアクセス件数」 ・総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数」
----------------------------------	---

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-1-(3))

施策名	金融機関等の法令等遵守態勢の確立					
施策の概要	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、金融機関等がその業務の公共性を十分に認識した上で、法令等遵守態勢を確立することが重要です。金融庁としては、金融機関等に法令等遵守態勢の確立を促していくとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。					
達成すべき目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	6	10	7	18
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	6	10		
執行額(百万円)	1	7				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度		目標年度		
	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。					

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 これまで金融機関等の法令等遵守態勢が確立されるよう、行政対応を行ってきたところですが、今般、投資一任業者において、虚偽の運用報告の事例が発生しました。当該事案については、問題を把握した後、迅速な行政対応を行ったものの、一連の対応まで、情報の収集・分析及びリスク感度に係る問題等から、検査・監督として不正の端緒を掴むことができなかったことも踏まえ、23年度の達成度は「B」としました。 今後こうした問題に対し、金融実務を踏まえ、実効性のある再発防止策を幅広く検討する必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融取引が高度化・複雑化する中で、預金者、保険契約者及び投資家等の保護の必要性や取引の信頼性の確保等、金融機関等による法令等遵守態勢の確立は重要性を増しています。金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切な行政処分を行うことは、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に必要不可欠であると考えています。</p> <p>(2)効率性 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分手例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。</p> <p>(3)有効性 行政処分手例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があったと考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	・ 監督局総務課「行政処分事例集」の更新について (平成24年7月4日公表 http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html)		
担当課室名	監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局企画課	政策評価実施時期	平成24年9月

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-1-(4))

施策名	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応					
施策の概要	利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、金融機関が顧客からの被害届出の受付体制の整備等、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。 金融機関は、上記のような観点を踏まえて、預貯金口座の不正利用の防止に向けた対策及び偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた対策を講じる必要があります。 このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととしています。					
達成すべき目標	金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
振り込め詐欺への的確な対応	振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	58.0%	平成22年度	前年度より向上	平成23年度	74.3%
偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(ICキャッシュカード対応ATMの割合)	83.7%	平成22年度	前年度より向上	平成23年度	86.4%
	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMの割合)	46.2%	平成22年度	前年度より向上	平成23年度	48.0%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融機関に対し、口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を行うなど、被害者保護に向けた取組みが進んでいるため、23年度の達成度は「A」としました。 このように、施策の達成に向けて成果が上がっており、引き続き取組みを進めるため、端的な結論は「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融機関に対する各種の情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みを促すことは、預貯金口座の不正利用の防止、また偽造キャッシュカード等による被害防止のため必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 当局より、金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預貯金口座の利用停止等の措置、また、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われているものと考えています。</p> <p>(3)有効性 金融機関に対する各種の情報提供により、金融機関において、預貯金口座の不正利用の防止、偽造キャッシュカード等による犯罪に関する適切な現状分析が可能となるものと考えています。 また、業界団体を通じて、預貯金口座の不正利用の問題、偽造キャッシュカード等の問題への取組みに関する要請を行うことにより、これらの問題について、認識の共通化が図られるものと考えています。 これらの施策は、預貯金口座の不正利用による被害発生防止、偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた金融機関の取組みを促すことになり、有効であると考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」 (24年4月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120427-3.html) ・ 全国銀行協会「盗難通帳、盗難・偽造キャッシュカード、インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果、口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」 (24年6月28日掲載 http://www.zenginkyo.or.jp/news/2012/06/28130000.html) ・ 警察庁「振り込め詐欺被害発生状況・被害額」 (24年5月22日更新 http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm) ・ 預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づいて平成23年度中に実施した公告について」 (23年5月1日掲載 http://www.dic.go.jp/katsudo/furikome/jisshijokyo/h23.html) ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(24年3月末)について」 (24年7月5日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120705-1.html) ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」 (24年8月10日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120810-1.html) 		
担当課室名	監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、 監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課	政策評価実施時期	平成24年9月

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(1))

施策名	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視					
施策の概要	情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告、犯則事件としての告発、裁判所への禁止命令等の申立てを行うことにより厳正に対処する					
達成すべき目標	市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	252	271	264	230
		補正予算(b)	△25	△54	△17	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	227	217		
執行額(百万円)	89	126				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画(22年3月30日) ・新成長戦略(22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数> ・無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間情報交換枠組み(MMOU)への署名当局<件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数> 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 証券取引等監視委員会においては、金融商品及び取引を取り巻く市場環境の変化等に対し、持ちうる手段を戦略的に活用して、必要に応じて海外当局とも連携し、日本市場で行われたクロスボーダーでの不正取引も含め、監視の目を光らせてきました。その結果、市場の公正を損なうような法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や刑事告発等を行うことにより厳正な対応を行うなど、施策の目標の達成に向けて一定の成果が上がっています。しかしながら、今般、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者の問題が明らかになったことから、今後の検査・調査において、より一層、情報収集能力・分析能力やリスク感度を高める取組みが必要であるため、23年度の達成度は「B」としました。また、施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
-------------------	---

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、金融商品取引業者等に対する検査、不正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立てのほか、建議等を通じたルール整備への貢献などにより、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 限られた人員及び予算の中において、検査対象先の拡大・多様化といった環境変化に対応すべく、金融庁監督部局との連携強化の下、リスク・ベースでの検査計画の策定等に努めるとともに、検査対象先に関する情報を事前に分析の上、その着眼事項の設定等に努めたことは、効率的な業務の実施につながったものと考えています。また、証券監視委による市場監視のみではなく、自主規制機関との緊密な連携等を通じた市場規律機能の強化に取り組んだことは、より効率的な市場監視につながるものと考えています。</p> <p>(3)有効性 証券監視委の持つ権能を機動的・戦略的に組み合わせた市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件として告発を行うほか、裁判所に対して禁止命令等の申立てを行うなど、それぞれの事案に応じ、厳正に対処しました。また、調査・検査等の市場監視活動の過程で得られた問題意識については、建議を通じたルール整備を働きかけました。これらの諸活動が、検査・調査対象業者の業務態勢の改善・是正や金融庁における所要の法令改正のほか、一般投資家等に対する注意喚起へとつながったことは、市場の公正性・透明性の確保に加え、投資者の保護及び不正取引等の未然防止に一定の効果があったものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券監視委「第7期証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて)」 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf ・証券監視委市場分析審査課「取引審査の実施状況」 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/torihiki.pdf ・証券監視委市場分析審査課「情報受付件数」 http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」 http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou_siglist ・証券監視委総務課「市場参加者・投資者への講演会等の開催状況について」 http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouen23.htm ・証券監視委総務課「刊行物等への掲載」 http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai23.htm ・証券監視委証券検査課「証券会社等に対する行政処分等に関する勧告」 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm ・証券監視委取引調査課及び開示検査課「課徴金納付命令に関する勧告」 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/23.html ・証券監視委総務課「建議の実施状況」 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi_01.htm ・証券監視委特別調査課「告発の実施状況」 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_joukyou.htm
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(2))

施策名	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進					
施策の概要	我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があります。我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、金融商品取引業協会等の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要です。					
達成すべき目標	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・関係者との意見交換会の開催実績	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 市場の公正性・透明性を確保するため、日本証券業協会等の自主規制機関と緊密な連携を図るとともに、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に対し、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を行い、自主規制規則等の制定等の取組みを支援しました。 また、最近の市場を巡る様々な事案を踏まえ、各自主規制機関が自主規制規則の見直し等を必要に応じて検討することを表明しており、今後も市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの充実・改善を自主規制機関と連携して行う必要があると考えられることから、23年度の達成度を「B」としました。 また、今後も、市場の公正性・透明性の確保に向け、自主規制機関との連携のあり方について改善を図る必要があるため、端的な結論を「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があります。そのため、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要があります。このため、金融商品取引業協会等が持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要と考えています。</p>

		<p>(2)効率性 市場関係者の自主的な取組みを強化するという事務事業であるため、特段の予算支出を必要とするものではなく、効率的に実施できていると考えています。</p> <p>(3)有効性 「社債市場の活性化に関する懇談会」においては、報告書(「社債市場の活性化に向けて」)に基づく取組みが行われ、市場関係者においても「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に掲げられた各種取組みが円滑に進みました。 こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながるものと考えています。</p>
--	--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局証券課「認定投資者保護団体一覧」 (http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki10c.html) ・ 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」 (平成24年4月27日公表、http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120427.html) ・ 日本証券業協会「あっせん・苦情・相談の処理状況について(年度毎)」 (http://www.jsda.or.jp/sonaeru/kujyou/jyoukyou.html) ・ 日本証券業協会「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/shinko_kyoubi/index.html) ・ 日本証券業協会「社債市場の活性化に向けて」 (平成22年6月22日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/shasai_kon/files/100622_r1.pdf)
----------------------------------	--

担当課室名	総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成24年9月
--------------	----------------------------	-----------------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(3))

施策名	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着					
施策の概要	<p>金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められています。</p> <p>こうした中、金融庁は、企業会計基準委員会(ASBJ)による国際的な会計基準の高品質化に向けた作業等を支援するとともに、海外当局との連携を強化し、国際会計基準(IFRS)の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与しています。</p> <p>我が国におけるIFRSの適用に関しては、国際的な財務・事業活動を行う上場企業について22年3月期以降、連結財務諸表にIFRSの任意適用が認められており、24年3月期については5社が任意適用を行っています。</p> <p>我が国におけるIFRSの適用のあり方については、企業会計審議会による「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」(平成21年6月)の公表以降の国内外の様々な状況変化を踏まえ、23年6月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論が再開されています。24年7月には、約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を作成・公表しました。我が国におけるIFRSの適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。</p> <p>上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関しては、上場企業による不適切な事案等を受け、24年3月、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、社外取締役等に関する開示内容の明確化を図りました。また、既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法となりうるライツ・オフリングに関する所要の制度整備について、24年4月から適用が開始される予定です。更に、会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会において、市場関係者・有識者等の意見も踏まえつつ、議論に参加しているところです。</p>					
達成すべき目標	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	53	53	47	43
		補正予算(b)	△2	△0	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	51	52		
執行額(百万円)	40	50				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定) ・G20トロント・サミット宣言(22年6月26日～27日) ・G20ソウル・サミット首脳宣言(22年11月12日) ・大臣談話「IFRS適用に関する検討について」(23年6月21日) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度		目標年度		
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】</p> <p>我が国におけるIFRSの適用のあり方については、諸外国の動向等のほか、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等について十分に勘案し、各界各層からの意見も踏まえ、様々な角度から議論を深めてきたところである。ただし、結論が得られた訳ではなく、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も踏まえつつ、わが国の制度や経済状況などに最もふさわしい対応について、さらに慎重に検討していく必要があることから、23年度の達成度を「B」とした。</p> <p>また、上場会社による不適切な事案等を受け、社外取締役等に関する開示内容の明確化を図ったが、この定着状況を十分注視しつつ、更なる環境整備に取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」とした。</p>
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、国際的に高品質なものである必要があり、20年11月G20ワシントン・サミット以降のG20首脳会議においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が求められております(23年11月G20カンヌ・サミットでも、単一で質の高いグローバルな会計基準の実現との目標が再確認されております)。また、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現には、基準設定主体のガバナンス向上が不可欠であり、市場規制当局として、海外当局とも連携し、IFRS財団のガバナンス強化に努めていく必要があります。 上場企業等のコーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家等の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報でもありと考えられることから、関係当局等と連携し、上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討を不断に行い、我が国金融・資本市場の公正性・透明性を向上させる必要があります。</p> <p>(2)効率性 金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用していると考えています。</p> <p>(3)有効性 会計基準のコンバージェンスへの継続した対応により、日本の会計基準が国際的に高品質に保たれるとともに、EUによる会計基準の同等性評価の決定が維持されていること、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等における積極的な活動により、IFRSの品質及びその設定主体のガバナンスが強化されていること等から、企業財務報告の品質の向上等を通じて、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっていると考えています。 上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関連する制度整備や、議論への参加等の取組みにより、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっていると考えています。</p>
-------------------	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

・企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表」(19年8月8日)
https://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/overseas/pressrelease_20070808.jsp
 ・総務企画局企業開示課「会計基準の同等性評価に係る欧州委員会の決定について」(20年12月15日)
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081215.html>
 ・企業会計基準委員会「東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって」(20年12月26日)
https://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/overseas/pressrelease_20081226.pdf
 ・総務企画局企業開示課「国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードによるIFRS財団のガバナンス見直しに関する声明」(22年7月7日)<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20100707.html>
 ・総務企画局企業開示課「国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード ガバナンス改革ワーキング・グループの作業状況に関するプレスリリースについて」(22年12月27日)<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20101227.html>
 ・総務企画局企業開示課「国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード ガバナンス改革に関する市中協議文書の公表について」(23年2月8日)<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20110208-1.html>
 ・企業会計審議会事務局「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」の公表について」(21年6月30日)<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html>
 ・「新成長戦略 ～元気な日本復活のシナリオ～」(22年6月18日公表)
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/>
 ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)等」に対するパブリックコメントの結果等について(23年4月6日)
 ・総務企画局企業開示課「自見金融担当大臣談話－IFRS適用に関する検討について－」(23年6月21日)
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>
 ・SEC “SEC Approves Statement on Global Accounting Standards” (22年2月)
<http://sec.gov/news/press/2010/2010-27.htm>
 ・IFRS “IASB and FASB report substantial progress towards completion of convergence programme” (23年4月)
<http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/progress+report+2011.htm>
 ・財務会計基準機構「単体財務諸表に関する検討会議」報告書」(23年4月28日)
https://www.asb.or.jp/asb/asbj/non-consolidated_financial_statements/
 ・産業界「我が国のIFRS対応に関する要望」(23年5月25日)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20110630/07.pdf
 ・SEC “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers” (23年5月26日)
<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf>
 ・連合「2012年度重点政策」(23年6月)
[http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/jyutenseisaku2012.pdf#search=連合 2012年度重点政策](http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/jyutenseisaku2012.pdf#search=連合%2012年度重点政策)
 ・日本経団連「国際会計基準(IFRS)の適用に関する早期検討を求める」(23年6月29日)
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/069.html>
 ・金融庁企業開示課「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議」(23年6月30日)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/hatsugen/soukai/20110630.html
 ・「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」(23年8月31日)<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20110831-2.html>
 ・「「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について～」(24年3月27日)<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120327-2.html>
 ・総務企画局市場課「金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について」(21年6月17日公表)http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html
 ・法務省「法制審議会－会社法制部会」<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500005.html>
 ・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(23年5月17日成立、24年4月1日施行)<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>
 ・「金融庁・開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告 ～ライツ・オフリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」(23年9月16日公表)
<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20110916-4.html>
 ・「平成23年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に係る政令・内閣府令案等」(24年2月10日公布、24年4月1日施行)<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120210-2.html>
 ・「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等に対するパブリックコメントの結果等について(24年3月30日公表)<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120330-13.html>
 ・「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」の公表について(24年7月2日公表)<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1.html>

担当課室名	総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、証券取引等監視委員会事務局	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----------------------------------	----------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(4))

施策名	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保					
施策の概要	<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な金融・資本市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備及びその内容・運用の明確化を図ることとしています。</p> <p>また、ディスクロージャー制度のインフラを整備し、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示することを目的として、有価証券報告書等の提出から公衆縦覧に至るまでの一連の手続を電子化した「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)」の開発・運用を行うこととしています。</p>					
達成すべき目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,531	1,337	1,185	1,983
		補正予算(b)	1,705	△200	23	-
		繰越し等(c)	△1,464	1,464		
		合計(a+b+c)	1,773	2,601		
執行額(百万円)	1,039	2,439				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子開示システム(EDINET)の稼働率 <p>(注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> EDINETサイトへのアクセス件数 有価証券報告書、臨時報告書の提出件数 大量保有報告書の提出件数 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 企業等の開示書類における違反行為に係る課徴金制度を適切に運用するとともに、法令改正事項を中心に有価証券報告書等の重点審査を実施したほか、内部統制報告制度がその見直し後も適切に運用されるように周知を行いました。また、EDINETの稼働率についても高水準を確保する等、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していること等から、23年度の達成度は「A」としました。 他方で、内部統制報告制度の適切な運用等に引き続き取り組む必要があること等から、端的な結論は「II」としました。</p>
	<p>(1)必要性 公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示するためのディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠です。 開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待されます。 ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要と考えています。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2) 効率性 開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用や有価証券報告書に対する重点審査の実施は、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。 実際に内部統制報告制度を実施した上場企業等からの要望・意見等の分析等を踏まえた内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等の実施などは、投資者の判断に対する必要な情報の適切な提供という施策効果を効率的に実現するものであると考えています。 EDINETについて、企業情報等への容易・迅速なアクセスを実現するためのシステム開発や運用は、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>(3) 有効性 開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為については、証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止力として有効に機能しているものと考えています。 内部統制の基準・実施基準の見直し、「内部統制報告制度に関するQ&A」の改訂、「内部統制報告制度に関する事例集」の公表、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正は、制度の趣旨の明確化等を通じて、財務情報等の透明性・信頼性の向上のために有効な施策であると考えています。 EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与しているものと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企業開示課開示業務室「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項及び重点審査について（平成23年3月期版）」 http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110624-4.html ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成24年3月期版）と有価証券報告書レビューの実施について http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120330-15.html ・総務企画局企業開示課「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」の公表について（平成23年3月30日公表） http://www.fsa.go.jp/singi/singi.kigyuu/tosin/20110330.html ・総務企画局企業開示課「内部統制報告制度に関するQ&A」の改訂について（平成23年3月31日公表） http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110331-11.html ・金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定） http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企業開示課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	-------------------	-----------------	----------------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(5))

施策名	公認会計士監査の充実・強化					
施策の概要	我が国の金融・資本市場が、その機能を十分に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠です。公認会計士・監査法人による監査は、この企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであり、このような観点から、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。					
達成すべき目標	厳正な会計監査の確保を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	115	119	113	112
		補正予算(b)	0	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	115	119	-	-
執行額(百万円)		92	93	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当になし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
-	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む) ・公認会計士試験の受験者数 ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数 	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的なの判断理由】 国際的な動向を踏まえて中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書を取りまとめ公表しました。また、公認会計士・監査法人に対し厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めたほか、品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査を的確に実施しました。さらに、国際的な会合や情報交換枠組みの構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。 公認会計士試験については、東日本大震災の発生を踏まえ、必要な措置を講じるなど、試験の円滑な実施に努めたほか、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行いました。また、公認会計士資格を取得するために必要な実務経験の範囲を拡大するため、公認会計士法施行令及び関連規則を改正しました。</p>
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>		<p>これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられる一方、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の監査をより実効性のあるものとする観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行う必要があることから、23年度の評価は「B」としました。</p> <p>施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、会計不正の発生や監査に関する国際的動向のほか、公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大の状況といった環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。</p> <p>(2)効率性 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人に対する検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものであったと考えています。</p> <p>(3)有効性 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
-------------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」(平成21年9月公表、平成22年5月・8月・23年8月・24年4月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html) ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面的アクションプランの改訂について」(平成23年11月2日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20111102-1.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査の品質管理に関する検査指摘事例集の改訂について」(平成23年7月6日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20110706.html) ・ 総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(平成21年9月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成22年1月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成23年公認会計士試験合格者調」(平成23年11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_23.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
---	---

<p>担当課室名</p>	<p>公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
---------------------	--	------------------------	----------------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-1-(1))

施策名	多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備					
施策の概要	<p>「新成長戦略」において、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、</p> <p>①中小企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給を実現するための取組み</p> <p>②様々な主体に対して適切な投資機会を提供するため、それぞれの資産規模や知識に応じ、金融資産を安心して有効に活用し、適切なリスクを取り、リターンを得るための取組みを行っています。</p>					
達成すべき目標	多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(百万円)		-	-			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗状況> ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者(うち有価証券関連業を行う者)の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額 	—	—	—	—	—

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 機動的な資金調達に資する制度整備として、ライツ・オフリングの円滑かつ適切な実施のための開示手続きを弾力化する法令を整備したこと、国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備として、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和を含む法令を整備したこと、また、中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資するため、コミットメント法の適用対象の拡大を図っているほか、新興企業等に対し、23年6月に公表した「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づき、市場関係者が各種取組みを実施したものの、更なる多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に取り組んでいく必要があること等から、23年度の達成度は「B」としました。 また、上記のほか、投資信託・投資法人法制の見直し等、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを行う必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしつかりと支えることが必要であり、国際会計基準について、米国をはじめとする諸外国の動向も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていただく必要があるものと考えています。また、ガバナンス改革に関する報告書等で示された提言を実行するため、モニタリング・ボード内での検討やIOSCOやIFRS財団など関係者との連携が更に必要となってくると考えます。さらに、投資信託・投資法人法制の見直しについての検討や、総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進など、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを引き続き進める必要があります。</p> <p>(2)有効性 「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」及びこれに伴う所要の関係政府令の整備等が着実に行われているなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗していると考えています。</p> <p>(3)効率性 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、銀行等による保険販売の全面解禁などの制度的枠組みの整備に取り組んできたことにより、金融機関等の自主的な取組みを通じて一定程度進捗しており、効率的に施策効果を実現していると考えています。 さらに、金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用していると考えています。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>	

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企画課信用制度参事官室「平成23年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (24年2月10日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120210-2.html) ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)等」に対するパブリックコメントの結果等について(23年4月6日、http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110406-2.html) ・総務企画局企業開示課「自見金融担当大臣談話－IFRS適用に関する検討について－」 (23年6月21日、http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html) ・IFRS “IASB and FASB report substantial progress towards completion of convergence programme” (23年4月、http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/progress+report+2011.htm) ・財務会計基準機構「「単体財務諸表に関する検討会議」報告書」 (23年4月28日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/non-consolidated_financial_statements/) ・SEC “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers” (23年5月26日、http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf) ・金融庁企業開示課「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議」(23年6月30日、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/hatsugen/soukai/20110630.html) ・「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」(23年8月31日、http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20110831-2.html) ・「「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について～」(24年3月27日、http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120327-2.html) ・「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」の公表について(24年7月2日公表、http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1.html)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-1-(2))

施策名	決済システム等の整備・定着					
施策の概要	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築することが課題となっています。					
達成すべき目標	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	2	-	-	72
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	2	-		
執行額(百万円)		1	-			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に関するルールの整備が進展し、我が国清算機関においても、一部の店頭デリバティブ取引に係る清算業務が開始されました。 加えて、市場関係者による国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向けた取組みが進められており、一定の成果が上がっていることから、23年度の達成度は「A」としました。 このような目標達成に向けた取組みにより、一定の成果が上がっていますが、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る内閣府令の施行に向けた作業や、清算機関による清算業務の対象取引の拡大に向けた対応、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減への取組み、清算機関等に対する適正な監督、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み等を引き続き進めていく必要があり、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
		<p>(1)必要性 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤であり、我が国金融・資本市場における国際競争力強化の観点から、安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築することが必要です。 また、決済リスク削減の観点から、21年9月のG20ピッツバーグ・サミット首脳声明において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用や、取引情報の保存・報告等を24年末までに実施することが求められているところです。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者に対して決済リスクの削減に向けた検討を促す等、制度整備に加えて市場関係者の実務面での取組みも推進することで、より大きな効果が得られるように努めています。</p> <p>(3)有効性 店頭デリバティブ取引における清算機関の利用を義務付けること、国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みを進めること、清算機関等への適切な監督を行うこと、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを進めること等により、決済システム等の安定性が確保され、金融危機時においても危機の伝播を抑止するなどの効果が期待できるものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」 (平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html) ・ 金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」 (平成22年1月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html) ・ 金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」 (平成22年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成22年12月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年12月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html) ・ 金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ (平成23年12月26日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html) ・ 金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律案」 (平成24年3月9日提出、http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf) ・ 金融庁「金融機関におけるシステムリスクの総点検について」 (平成23年7月8日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110708-4.html) ・ 金融庁「金融機関におけるシステムリスクの総点検の結果について」 (平成24年1月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120120-1.html) ・ 金融情報システムセンター「金融機関におけるクラウドコンピューティングのセキュリティ確保と外部委託管理」 (『金融情報システム』平成24年冬号)
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-1-(3))

施策名	専門性の高い人材の育成等					
施策の概要	<p>少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,400兆円の家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められています。</p> <p>また、国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした市場の優位性や競争力を決定する要因として、専門性の高い人材の確保等の重要性が指摘されており、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性の高い人材の育成等についても、幅広く取り組んでいく必要があります。</p>					
達成すべき目標	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・大学院における金融経済教育(連携講座)の実施状況<講義回数> ・公認会計士試験の受験者数	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 我が国金融・資本市場において、専門性の高い人材を育成するため、金融行政に関する大学院との連携講座を継続することにより、金融規制・監督等についての理解を深める取組みを続けていますが、我が国金融界全体で専門性の高い人材が十分育成されているとは言えないことから、23年度の達成度は「B」としました。 このように、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性が高い人材育成について中長期的に取り組む必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、諸外国の国際金融センターの例を見るまでもなく、専門性の高い人材です。我が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備していくためには、金融サービス業や法律、会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していく必要があります。</p> <p>(2)効率性 金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業は、大学院での連携強化や、公認会計士試験の実施に係るものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。</p> <p>(3)有効性 高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁が単独でできることには限界があることから、人材育成に関する他の機関との連携や環境整備が中心となりますが、公認会計士試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議論が進みつつあると考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成23年公認会計士試験合格者調」(平成23年11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_23.html)		
担当課室名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局	政策評価実施時期	平成24年9月

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-1-(4))

施策名	個人投資家の参加拡大					
施策の概要	<p>少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められています。このため、家計部門に適切な投資機会を提供するためには、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要です。また、個人投資家自身による直接的な金融・資本市場への参加だけでなく、保険や年金基金などの機関投資家を通じた間接的な参加についても、個人投資家の金融資産の運用の多様化の観点から重要です。</p>					
達成すべき目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8	7	7	7
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	8	7	-	-
執行額(百万円)		8	6	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)(抜粋)</p> <p>我が国の資金循環構造の問題点やマクロ経済と国際収支構造の将来像等の分析を深め、広く家計による投資の促進につながる環境・制度の整備や、新たな資金調達のための環境整備、産業活性化の観点も踏まえた金融機関・市場の機能強化を図る。</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値								
		基準年度	22年度末	目標年度	23年度									
個人投資家の参加拡大のための制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合 個人の株式売買比率 個人の株式保有比率 個人株主数の推移 特定口座数の推移 	8.4%	22.6%	20.3%	4592万人	960万人	22年度末	基準年度より向上	-	8.1%	21.8%	20.4%	4592万人	923万人
金融経済教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国民の金融知識の状況(生活設計の有無) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	37.3								37.6				
事務事業	測定指標	目標		実績										
金融経済教育の充実	国民の金融知識の状況(金融商品の選択) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	金融商品を選択するための金融知識の普及	23	金融商品を選択する際に必要となる金融知識を普及するため、ガイドブックの内容を充実・改訂し広く配布した。										

目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応や「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備など個人投資家が安心して投資できる環境の整備を図る等、一定の成果が得られたものの、欧州債務危機等の外部要因もあり、個人投資家の参加拡大に向けた確実な動きが見られなかったため、23年度の達成度は「B」としました。 また、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の円滑な運用や制度の整備等に取り組んでいるものの、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしつかりと支えることが求められています。このため、家計部門に適切な投資機会を提供するためには、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要です。</p> <p>(2)効率性 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブックや、国民が直接アクセスできるウェブサイトなど、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 欧州債務危機等の影響など外部要因もあつたものの、投資主体別で見た個人の株式保有比率が上昇するなど、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があつたものと考えられます。他方、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合は諸外国と比べると依然低い水準であり、今後も更なる取組みが必要と考えています。</p>
--------------------------	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
-------------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行「資金循環統計」 (http://www.boj.or.jp/statistics/sj/index.htm/) ・ Federal Reserve Board「Flow of Funds Accounts」 (http://www.federalreserve.gov/releases/z1/) ・ Deutsche Bundesbank「Financial accounts」 (http://www.bundesbank.de/statistik/statistik_zeitreihen.en.php?open=wirtschaftsdaten) ・ 東京証券取引所「投資部門別売買状況」 (http://www.tse.or.jp/market/data/sector/index.html) ・ 東京証券取引所「株式分布状況調査」 (http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/index.html) ・ 日本証券業協会調「特定口座数の推移」 ・ 金融庁総務企画局政策課「『おしえて金融庁』及び『一般のみなさんへ』アクセス件数」 ・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・ 第42回金融トラブル連絡調整協議会「金融ADR機関の紛争解決等業務実施状況(平成22年10月1日～平成23年9月30日)」 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20111201.html) ・ 第43回金融トラブル連絡調整協議会「金融ADR機関の紛争解決等業務実施状況(平成23年度)」 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20120607.html) ・ 政府広報オンライン「金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください」 (http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201107/2.html)
---	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
---------------------	--	------------------------	----------------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-2-(1))

施策名	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備					
施策の概要	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、</p> <p>① 日本市場の魅力向上させ、公正性・透明性を確保するとともに、内外利用者にとっても信頼できる利便性の高い金融資本市場の実現を図るための取組み</p> <p>② 我が国の金融機関が、アジア各国で活動する際の障壁を除去するための取組みを行っています。</p> <p>また、内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みの整備や、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境の整備等に向けて検討を行っています。</p>					
達成すべき目標	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	1
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・英文開示を行った外国企業等の数 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】</p> <p>「新成長戦略」において、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。</p> <p>金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、総合的な取引所創設の推進や、保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等について検討を行う等、環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要であることから、23年度の達成度は「B」としました。</p> <p>上記のほか、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に今後も引き続き取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	<p>(1)必要性</p> <p>我が国は、1,400兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術、安定した司法制度等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接している中で、こうした好条件を活かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めていくような制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。</p>

	施策の総括的評価	<p>(2) 効率性 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各般の制度的枠組みの整備等を行うにあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。</p> <p>(3) 有効性 「資本市場及び金融業の基盤強化のための…」改正及びこれに伴う所要の関係政府令の整備や、金融審議会における審議・取り纏め等が着実に進められたほか、金融機関と日本貿易振興機構、国際協力銀行との連携強化を通じて、中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化が図られているものと考えています。</p>
--	----------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)
---------------------------	---

担当課室名	総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局開示課、監督局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	---	----------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-2-(2))

施策名	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進					
施策の概要	①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ②地域密着型金融の促進 ③金融機能強化法の適切な運用等					
達成すべき目標	①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2	3	3	1,071
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2	3	3	1,071
執行額(百万円)		2	3	3	1,071	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について(平成23年12月27日)、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)、中小企業金融円滑化法の期限の延長等について(平成22年12月14日)、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)等					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	貸出態度判断D. I. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」	0	23年3月	前年同期に比べプラス判断	24年3月	2
地域密着型金融の促進	金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」	47.9	22年度末	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇	23年度末	48.7

目標の達成状況	(1)23年度の達成度 A
	(2)端的な結論 II
【達成度及び端的な結論の判断理由】 中小企業金融円滑化法を適切に運用するとともに、その期限を1年間再延長する等、積極的な施策の展開に努めたことにより、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に行われました。また、地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)や顕彰の実施等の充実を図るための取組みを実施したこと等から、23年度の達成度は「A」としました。 他方、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援(「出口戦略」)を強力に押し進めていくための環境整備を行っていく必要があるため、端的な結論は「II」としました。	

施策に関する評価結果	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いています。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要があります。 また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があります。</p> <p>(2)有効性 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続しているところです。このことから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果をあげていると考えています。</p> <p>(3)効率性 上記のとおり、関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られていると考えています。</p>
-------------------	----------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/ ・金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120731-2.html
----------------------------------	---

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月
--------------	---	-----------------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-3-(1))

施策名	金融行政の透明性・予測可能性の向上					
施策の概要	金融庁では、金融規制のさらなる質的向上(ベター・レギュレーション)を目指し、職員の心構えや今後の監督手法の進化の方向性の柱を示しています。その柱の1つである「行政対応の透明性・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要です。情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から見た予測可能性をさらに向上させることなどを目指します。					
達成すべき目標	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
法令外国語訳の推進	法令外国語訳の公表数	6	22年度	前年度より増加	23年度	4

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 以下の成果に基づき、行政の透明性・予測可能性の向上を図ることができたため、23年度の達成度を「A」としました。 ・金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ四半期ごとに公表 ・検査マニュアルや監督指針等を整備し、検査・監督上の重点項目・着眼点を一層明確化等 金融行政に関する広報について、金融の国際的性格を踏まえ、英語での情報発信など海外広報の充実を図る等、従来通りの取組みを進める必要があることから、端的な結論は「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことは、我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために有効であると考えます。また、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政のために、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報、監督指針等の公表に努めることが必要です。</p> <p>(2)効率性 検査・監督に関する基準の設定や、実施した検査や行政処分の事例等を金融庁ウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができたと考えています。 行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制に資するものと考えられ、またノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資すると考えられるなど、効率的な手法により、金融機関等に情報提供を行いました。</p> <p>(3)有効性 金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表は金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであり、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充についても、相応の進捗が見られました。これらのことから、これらの業務は施策の達成に効果を発揮しているものと考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトへのアクセス件数」 ・ 総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数」 		
担当課室名	監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室、検査局総務課、総務企画局企画課	政策評価実施時期	平成24年9月

平成23年度実績評価書

金融庁23(業務支援基盤整備に係る施策1-(1)-①)

施策名	職員の育成・強化のための諸施策の実施					
施策の概要	<p>高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p> <p>こうしたことから、職員の資質の向上に向け、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用など、様々な方策に取り組んでいく必要があります。</p>					
達成すべき目標	職員の資質の向上を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
高度な専門知識を有する職員の確保・育成	研修生による研修内容に関する評価結果	—	—	平均3以上	23年度末	4.0

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 専門性の高い職員の確保・育成のため、国際機関、海外監督当局等への出向の拡大、各専門分野(銀行・保険・証券・市場・開示及び官房)を軸とした各職員の計画的な人事・任用、民間専門家の登用などを行ったものの、更なる職員の専門性の向上を図る必要があることから、23年度の達成度は「B」と評価しました。 他方、職員の資質の向上を図るため、今後とも新たな施策の検討を行い、着実に実施していく必要があることから、端的な結論を「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融は経済活動を支える血液とも言うべき性格を有しており、金融行政の舵取りは経済活動・国民生活に多大な影響を与え得るものです。このため、金融庁には、金融が経済活動を支える役割を十全に発揮できるよう、幅広い視野に基づく政策展開が求められています。こうした要請に対応していくためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p> <p>(2)効率性 高度に専門化・複雑化する金融行政に的確かつ迅速に対応するため、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用などにより、職員の専門性の向上を図っています。他方、こうした取組みも予算や定員の制約があることから、各種研修や民間専門家の採用・登用についても、その必要性について、引き続き見直しながら実施していく必要があります。</p> <p>(3)有効性 職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではありませんが、職員の専門性向上に係る人事面の取組み等を実施するとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことで、引き続き職員の資質の向上に取り組んでいく必要があると考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------------------	---------------

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	該当なし
---	------

担当課室名	総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月
--------------	------------------------	-----------------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(業務支援基盤整備に係る施策2-(1)-①)

施策名	行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進					
施策の概要	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進委員会、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、</p> <p>① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化 の取組みを行うこととしました。</p>					
達成すべき目標	<p>①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正化を図ること</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	337	15	280	210
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	131		
		合計(a+b+c)	337	146		
執行額(百万円)		77	146			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>達成目標① 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等</p> <p>達成目標② 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
①業務・システムの最適化の実施 (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 (イ) EDINET	①・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 注 (ア)単年度で約2.1億円(3年間で約6.2億円、いずれも試算値。以下、「単年度(3年間)」の試算値を示す。)の経費の削減及び約9,450日(3年間で約28,350日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。	7.0億円; —	平成20 年度	4.9億円; 約9,450 日	平成25 年度	目標年度未到来
	(イ)(a)単年度で約12.4億円(4年間で約49.6億円、いずれも試算値。以下「単年度(4年間)」の試算値を示す。)の削減 (※)開示書類等の利用者及び提出者である国民の利便性向上に伴うコストの削減額	13.9億円 —	平成19 年度 —	7.3億円 ▲5.8億 円	平成23 年度 平成23 年度	6.6億円 5.8億円
	(b)運用契約の見直しを行なうことによって、約1.6億円(4年間で約6.4億円)の削減が見込まれる。	7.3億円	平成24 年度	5.7億円 (詳細に ついて は、注を 参照。)	平成29 年度	目標年度未到来。
②情報システム調達の適正化	②情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況(100%、23年度末)	②100%	②平成 22年度	②100%	②平成 23年度	②100%

		<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、23年5月に最適化計画を変更し、新システム稼働(25年1月)に向け、作業を進めていますが、18年に策定した計画に比べると全体的に進捗が遅れているため、23年度の達成度を「B」としました。 このように、同最適化計画については、25年1月の新システム稼働に向けて、取組みを更に充実させていく必要があることから、端的な結論を「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされており、業務・システムの最適化及び情報システム調達の適正化に引き続き取り組んでいく必要があります。</p> <p>(2)効率性 情報システム調達会議において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。</p> <p>(3)有効性 運用段階の「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、業務処理時間及び経費について所期の削減目標を達成しています。設計・開発段階の「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」についても、業務・システム最適化計画を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当課室名	総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	--	----------	---------

平成23年度実績評価書

金融庁23(業務支援基盤整備に係る施策2-(2)-①)

施策名	専門性の高い調査研究分析の実施					
施策の概要	<p>近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、サブプライム問題に端を発する金融危機、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、業態の垣根を越えた金融コングロマリットの出現や、金融危機の背景にある証券化等の技術を利用した金融商品の急速な発達といったように、高度化、複雑化、国際化が急激に進んでいます。</p> <p>このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保していくため、実務のニーズに即した短期的調査分析に加え、中・長期的な視野に立った専門性の高い調査研究を行うとともに、学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバックを一層充実させることとしています。</p>					
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	13	11	16	15
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	13	11	-	-
執行額(百万円)		7	4	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。 ・調査研究分析成果の作成実績(研究論文・レポート等の本数・分野数) ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っている他、望ましい金融規制・監督の在り方等について、官学を中心とした国際コンファレンスを開催しました。このように前年に引き続き金融行政の遂行に資する研究の実施、各部局と連携した研究体制の構築等を進めましたが、今後も、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部局の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進めるとともに、我が国からの対外的な発言を強化していく必要があるため、23年度の達成度を「B」、端的な結論を「II」としました。</p>
	<p>(1)必要性 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられます。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられます。23年度においても、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、基本的にセンターウェブサイト上での公表を主として行っています。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員の活用がなされています。23年度においても、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、センターが指定する研究プロジェクトに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。</p> <p>(3)有効性 研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられます。さらに、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から、国際機関、在日大使館、金融機関、研究者を中心に、「アジア市場の統合と金融革新」には545名の参加者を得、「金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム～新興市場の視点から～」には59名の参加者を得、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました。こうした過程において、金融行政とアカデミズムとの間のネットワークが強化されたことは今後、(外部)アカデミズムの知見の一層の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながるものと考えられます。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター「平成23年度ディスカッションペーパー」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/23.html) ・センター「国際コンファレンス(金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム～新興市場の視点から～)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20111212.html) ・センター「国際コンファレンス(アジア市場の統合と金融革新)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20120410.html) ・センター「研究会」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html) ・センター「金曜ランチオン」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html) ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課研究開発室、総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課市場分析室、監督局総務課監督企画室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------